

令和4年11月2日
子育て支援課

子ども医療費助成事業の拡大について

本事業では、平成6年1月に3歳未満の乳幼児を対象に開始をして以来、所得制限の撤廃や対象を中学3年生までに拡充するなど、子育て支援の充実を図ってきました。

今般、令和5年4月1日より、その対象を高校生等までに拡大することについて、以下のとおりご報告いたします。

1 概要

現在実施している中学3年生までの子どもの医療費の助成事業と同様に、所得制限・自己負担なしで、対象を高校生等*まで拡大するもの

※15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

2 拡大対象となる高校生等の見込み

約11,200人

3 今後のスケジュール

令和4年12月 制度周知、申請書の配布・受付開始

令和5年3月 医療証発行、送付

令和5年4月 事業開始

4 制度周知用チラシ（案）

別紙のとおり

5 問合せ先

葛飾区子育て支援部子育て支援課児童手当係 担当：安楽（あんらく）

電話 03-5654-8298（直通）

高校生等医療費助成制度（マル青）が始まります

高校生等に係る医療費を助成します(令和5年4月～)

- ◆ 高等学校の就学期（15歳の4月1日から18歳の3月31日まで）にある方の医療費が対象です。高校在学中か否かを問いません。
- ◆ 高校生等を養育する方が申請者（対象者）となります。
- ◆ 高校生等が誰からも監護されていない場合は、高校生等本人が対象者となることができます。

※高校生等が以下の状況にある時は、対象になりません。

- ① 国民健康保険や健康保険など各種医療保険に加入していない場合
- ② 生活保護を受けている場合
- ③ 児童福祉施設等に措置により入所している場合

<窓口負担について>

通院	負担はありません。
入院	食事療養標準負担額のみ負担。

青 医療証	
負担者番号	8 9 1 3
受給者番号	
高校生等	氏名
	生年月日
保護者	住所
	氏名
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
<small>上記の者は、東京都〇〇区(市町村)高校生等医療費の助成に関する条例により医療費の一部を〇〇区(市町村)が助成するものであることを証明する。</small>	
東京都〇〇区(市町村)長 〇 〇 〇 〇	
交付年月日	年 月 日

- 高校生等が医療機関を受診する際、保険証とともにマル青の医療証を提示してください。（一部、償還払いとなる医療機関等もあります。）
- 医療証は毎年10月1日に更新となります。
- 差額ベッド代、健康診断、予防注射など医療保険の対象にならないものは助成できません。
- 学校管理下の傷病で、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済給付制度の対象になる場合は、マル青の対象になりません（医療証は使えません）。

準備中

詳細はホームページをご覧ください。

- ◆ 左のQRコードからホームページにアクセスできます。

制度に関するお問合せは下記まで。

葛飾区 子育て支援部子育て支援課児童手当係（電話 03-5654-8294）